株主コミュニティに関する取扱要領（対投資者公表文書）

島大証券株式会社

島大証券株式会社（以下、「当社」といいます。）は、日本証券業協会（以下、「協会」といいます。）の自主規制規則「株主コミュニティに関する規則」に基づき、当社が運営する株主コミュニティに関して、この取扱要領を定め、公表いたします。

株主コミュニティとは、金融商品取引業者が非上場株式の銘柄ごとに株主コミュニティを組成し、これに参加する投資者に対してのみ投資勧誘を認める仕組みです。また、個別銘柄に関する事項については、それぞれの契約締結前交付書面にて説明を行います。

１．法令遵守

当社は、協会より運営会員としての指定を受け、銘柄ごとに株主コミュニティの組成・運営を行います。また、株主コミュニティについては法令・規則等を遵守しながら適正に運営するための態勢を整備し、株主コミュニティにおける取引を公正・円滑に行います。

２．株主コミュニティを組成する有価証券及びその発行者の審査

（１）当社は、株主コミュニティを組成しようとする店頭有価証券及びその発行者につき、当社の社内規程に従い、次の事項について厳正に審査します。

① 発行者及びその行う事業の実在性

② 発行者の財務状況

③ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性

④ 発行者の反社会的勢力への非該当性、発行者及びその関係者と反社会的勢力との関係の有無及び発行者の反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況

⑤ 当社と発行者との利害関係の状況

⑥ 当該有価証券に投資するにあたってのリスク

（２）当該審査においては、発行者が作成する有価証券報告書その他発行者に関する資料の精査及び発行者の所在地への訪問や発行者の担当者へのヒアリング等を実施します。

（３）当社は、有価証券報告書を作成していない発行者及び有価証券に係る券面を発行していない銘柄の株主コミュニティは組成しません。また、募集等の取扱い等は行いません。

（４）（１）－④については、発行者とその関係者（発行者と親子関係にある会社や発行者の役員、主な取引先や主要株主など）が反社会的勢力との関係性（資本関係及び人的関係）を有していないかを審査します。

（５）協会の自主規制規則「株主コミュニティに関する規則」により経過措置を設けられている銘柄以外の銘柄の株主コミュニティを組成する際は、当該銘柄の発行者との間で、書面による「反社会的勢力排除のための契約」を締結します。

（６）審査の記録は、当該審査の終了の日又は株主コミュニティを解散した日から５年を経過した日の何れか遅い日の属する事業年度の最終日まで保存します。

３．株主コミュニティ銘柄に関する情報の一般公表等

（1）当社が、株主コミュニティに参加している顧客を含むすべての投資者に対し公表を行う情報は、次に掲げる事項です。

① 当社が取り扱う株主コミュニティ銘柄の銘柄名

② 当該株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報を掲載するウェブページのＵＲＬ及び本店又は本社の代表電話番号

③ 当該株主コミュニティ銘柄の株主優待の状況

（2）（1）に掲げる事項は、本支店の店頭に掲示します。

（3）株主コミュニティに参加していない投資者から、（1）に掲げる事項以外の情報の提供を求められた場合、次に掲げる情報を提供します。

① 当該株主コミュニティ銘柄の発行者が公告した若しくは公衆の縦覧に供している情報又は不特定多数の者が閲覧できるウェブページに掲載している情報

② 当該株主コミュニティ銘柄の発行者が、当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の者へ提供することに同意した情報

③ 当該株主コミュニティ銘柄の約定に関する情報

（4）株主コミュニティ銘柄の取扱いについてのお問い合わせは、当社の本支店でお受けします。

4．株主コミュニティへの参加

（1）投資者が株主コミュニティに参加する場合の手続きは、次のとおりです。

① 投資者から株主コミュニティ銘柄についてお問い合わせを受けます。

② 当該銘柄は株主コミュニティ銘柄であって、株主コミュニティ制度に基づいて情報提供及び売買が行われていること、当該銘柄に関する情報の提供・売買を希望する場合は株主コミュニティに参加する必要があることをお伝えします。

③ 投資者が株主コミュニティへの参加を希望された場合は、次に掲げる事項について情報を提供します。

イ 当該株主コミュニティ銘柄の発行者の事業年度、定時株主総会の時期、定時株主総会の議決権の基準日等の株主コミュニティ銘柄の発行者に関する基本的な情報

ロ 発行者に関する情報（有価証券報告書等）を参加者が閲覧する方法として、当社本支店に当該情報を備えおき、当該参加者のみが閲覧可能になっていること

④ 投資者は、「株主コミュニティ参加申請書」及び「株主コミュニティ銘柄の取引に関する確認書」を当社に差し入れます。

⑤ 当社は、参加申込された投資者が次に掲げる事項に適合するか審査し、適合する投資者の株主コミュニティへの参加手続きを行います。なお、株主コミュニティ参加にあたっては、当社において取引口座の開設をお願いします。

イ 現在既に株主である方

ロ 現在の株主でない場合、当該株主コミュニティ銘柄に投資することのリスクを理解し、それを受容できる方

ハ 反社会的勢力に関係しない方

⑥ 株主コミュニティ参加者となった投資者の方には、銘柄ごとの「契約締結前交付書面」を取引の都度、交付します。

5．株主コミュニティ参加者に限定して行う情報の提供に関する事項

（1）当社は、株主コミュニティに参加する投資者に対し、次に掲げる情報を提供します。

① 有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、内部統制報告書、訂正報告書、有価証券届出書（以下「有価証券報告書等」という。）

② 前号に掲げる有価証券報告書等以外の情報で、当社が取得し、当該株主コミュニティ参加者に提供することが相当と認められる情報

（2）（1）の情報については、遅滞なく入手し、印刷の上営業店に備えおき、株主コミュニティの参加者が閲覧できるようにします。

（3）（1）の情報については、株主コミュニティの参加者が希望すれば、印刷したものを郵送、電磁データを電子メール等で送信、取得方法をお伝えすること、などにより提供します。

6．株主コミュニティ銘柄の取引及び受渡

（1）株主コミュニティ銘柄の注文は、本支店においてお受けします。その際、取引開始基準をはじめとする適合性の確認を行い、次に掲げる不正行為に該当しないかを確認します。

① 金融商品取引法第１５７条の不正行為や１５８条の風説の流布等の禁止行為

② 協会の自主規制規則「株主コミュニティに関する規則」に基づく禁止行為

（2）実際の売買は次のとおり行います。

① 受渡日は、原則として約定日の３営業日（当社休業日を含めません。）目です。

② 買付代金は、原則として約定日までに入金していただきます。

③ 売付券面は、予めお預かりし、事故の有無等を確認したうえで約定します。

④ 売買は、原則として当社との相対取引となり、買付の場合は買付代金のみをお支払いいただきます。また、売付の場合は、原則として受渡日以降に売付代金を銀行振込にてお支払いします。

⑤ 買付券面は、原則として受渡日以降にお引き渡しします。その際、同時に名義書換することをお勧めします。

7．株主コミュニティからの脱退

（1）株主コミュニティの参加者が当該株主コミュニティから脱退する際は、「株主コミュニティ脱退申請書」を当社に差し入れます。その際、約定していない注文は失効します。

（2）次に掲げる事項が生じた場合、株主コミュニティの参加者は当該コミュニティから脱退したものとします。その際、約定していない注文は失効します。

① 株主コミュニティ参加者が亡くなられたことを当社が確認した場合

② 相当の期間有価証券等のお預り及びお取引がなく、当社が顧客登録を抹消した場合

③ ８．の規定により株主コミュニティが解散した場合

（3）株主コミュニティからの脱退に関するお問い合わせは、当社本支店でお受けします。

8．株主コミュニティの解散

（1）当社は、次に掲げる事項が発生した場合は、株主コミュニティを解散し店頭に掲示するとともに、書面により当該株主コミュニティの参加者に通知します。株主コミュニティが解散した場合は、全参加者が当該コミュニティを脱退したこととなり、参加者の注文は失効します。

① 当該銘柄が金融商品取引所に上場した場合

② 当該銘柄の発行者又はその債権者等が発行者の会社更生法または民事再生法の適用を申請した場合及び破産の申立てをした場合

③ 当該銘柄の発行者に②に相当する事由が発生した場合

④ 当該銘柄の発行者が有価証券報告書の作成を取りやめた場合

⑤ 当該銘柄の発行者が当該銘柄に係る券面を不発行とした場合

⑥ 当該銘柄の発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合または反社会的勢力と関係があることが判明した場合

⑦ 当社が日本証券業協会から運営会員としての指定を取り消された場合

⑧ その他、当社が株主コミュニティを解散することが相当であると認める事由が発生した場合

（2）株主コミュニティの解散についてのお問い合わせは、当社本支店でお受けします。

島大証券株式会社

本　　店：富山市中央通り２丁目４番９号　　電話：０７６－４２３－８３３１

黒部支店：黒部市新牧野２０６番地　　電話：０７６５－５２－２２００

２０１５年１０月２６日制定

２０１９年7月１６日改訂

２０１９年8月５日改訂

２０２５年2月３日改訂